

大田市告示第55号

大田市訪問看護ステーション支援事業費補助金交付要綱（令和4年大田市告示第55号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大田市長 楫野弘和

第3条中「1,000円」を「1,500円」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する